

# 一般財団法人関西棋院 公認囲碁インストラクター規定

## 第1条【目的】

- ・ 本規定は、一般財団法人関西棋院公認囲碁インストラクター（以下、「インストラクター」という。）の制度を定め、伝統文化である囲碁の普及及び囲碁愛好者の育成に寄与することを目的とする。

## 第2条【条件】

- ・ 次の各号の条件に該当する満18歳以上の者は、インストラクターとなる資格を有する。

- ① 関西棋院インストラクター認定試験に合格した者
- ② 大阪商業大学にて開講しているインストラクター養成コースを修了し関西棋院より認定を受けた者

## 第3条【登録申請・手続き】

- ・ 前条の資格を有する者がインストラクターとなるには、所定の登録申請書に必要事項を記入し、規定の年間登録料を添えて申請しなければならない。
- ・ 登録期間は申請を受理した月から1ヵ年（月末締め）とする。  
（例：4月1～30日受理→翌年3月31日まで登録有効）
- ・ インストラクターは登録申請した際の事項に変更が生じた場合は、速やかに関西棋院に報告しなければならない。

## 第4条【役務・責務】

- ・ インストラクターは本院の方針に従って囲碁普及と囲碁愛好者の育成を役務とし、関西棋院及び関西棋院インストラクターの信用・品位を害するような行為をしてはならない。

## 第5条【職階 及び 年間登録料】

- ・ インストラクターは次の各号の通り3区分に分類される。
  - ① 一般インストラクター 年間登録料 5,000円
  - ② A級インストラクター 年間登録料 2,500円  
《A級インストラクターとなるには、年間を通じインストラクター制度の目的に寄与し、年間活動報告書の内容等から本院理事会が審査し適切であると認められなければならない》
  - ③ S級インストラクター 年間登録料 無料  
《S級インストラクターとなるには、A級インストラクターの条件を3年間継続し且つ年間活動報告書の内容等から本院理事会が審査し適切であると認められなければならない》

## 第6条【継続登録】

- ・ インストラクターが登録を継続する際には、満了日までに関西棋院に対して年間登録料を添えて、年間活動報告書を提出しなければならない。
- ・ いかなる場合でも前項の期間を経過後、登録を行なう場合は新規登録となる

《裏面に続く》

## 第7条【特典】

- ・インストラクターには次の各号の特典を与える。
  - ① 関西棋院公認インストラクター認定証
  - ② 「関西棋院ホームページ」におけるインストラクター名簿への掲載
  - ③ 囲碁用品及び書籍の割引購入 ※個人会員特典による割引とは併用できないものとする
  - ④ 催事開催の際の関西棋院囲碁サロン割引利用
  - ⑤ 事前に関西棋院に計画書を提出し、理事会の判断によりその普及活動に対して支援を行なう。(紙九路盤、入門テキストなど) ※送料は原則申請者負担
  - ⑥ 事前に関西棋院に計画書を提出し、理事会の判断により関西棋院公認の教室を開設することが出来る。
  - ⑦ 職階別に定められた免状推薦権、級免状進呈、推薦時における免状支援 ※下記表参照

	免状推薦権	級免状 無料進呈	免状支援[注2]
一般インストラクター	初段まで	年間 5通	【級免状】年間6通目以降、1通あたり価格の50%
			【段免状】1通当たり価格の15%
A級インストラクター	四段まで	年間 7通	【級免状】年間8通目以降、1通あたり価格の50%
			【段免状】1通当たり価格の25%
S級インストラクター	七段まで[注1]	年間 10通	【級免状】年間11通目以降、1通あたり価格の50%
			【段免状】1通当たり価格の35%

※ 免状推薦に関する規定は「免状のしおり」に基づくものとする

注1 五段以上は推薦後、本院の認定が必要となる

注2 免状の「梱包・送料」代は別途必要(無料進呈時も含む)

注3 上記の特典は、関西棋院公認インストラクターによる免状推薦時のみ適用される

## 第8条【振込手数料】

- ・関西棋院との間で発生する金銭の授受における金融機関への振込手数料等が生じた場合はインストラクターが負担するものとする。

## 第9条【登録取消】

- ・関西棋院はインストラクターの登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には直ちに登録を取り消すことが出来るものとする。
  - ① 本規定に違反したとき
  - ② 虚偽申請その他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したとき
  - ③ インストラクターとして適格性を欠く重大な非行を行なったとき
  - ④ 登録期日満了日までに「年間登録料の支払い」及び「年間活動報告書の提出」のどちらかが、またはその両方が確認出来ないとき
  - ⑤ その他関西棋院が不適格と認めたとき

## 第10条【認定試験】

- ・関西棋院インストラクター認定試験は次の各号の通り実施するものとする。
  - ① 試験開催は 年1回とする。
  - ② 関西棋院インストラクター認定試験では面接、研修、筆記試験を行なう。
  - ③ いかなる者も認定試験に合格しなければインストラクターとなることが出来ない。
  - ④ 本院が行なう認定試験の受験を希望する者はいかなる者も規定の受講料を納めなければならない。

施行 令和4年2月1日